

森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 2 5 日

能美市長 井 出 敏 朗

1 経営管理権集積計画の対象森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
別紙のとおり					

2 縦覧場所

- ・ 能美市役所寺井分室 産業交流部農林課
- ・ 能美市ホームページ

<https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1621904800826/index.html>

3 本公告により、能美市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ付与される。